

衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の使用する設備、食器などや飲用に供する水については、衛生的な管理に努める。 ・感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。 ・入所している者の希望を勘案し、清潔を維持すること。 ・必要な医薬品その他の医療品を備え、管理を適正に行わなければならない。
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設内で調理をする。 ・献立はできる限り変化に富み、入所者の健全な発育に必要な栄養量とする。 ・食品の種類、調理方法は、栄養ならびに入所者の身体的状況や嗜好を考慮する。 ・あらかじめ作成された献立に従う。 ・児童の食を営む力の育成に努める。
入所者の健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・入所時及び年2回以上の健康診断の実施(学校保健安全法に準じた) ・医師による診断結果の記録及び必要な措置の保育所長への報告
職員の健康診断	調理員の健康診断にあたっての綿密な注意義務
内部規程の設定	施設の運営についての重要事項に係る規程の設置義務
帳簿の整備	職員、財産、収支及び入所者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備する。
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・行った援助に関する入所者またはその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。 ・保育の実施に係る都道府県または市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ・運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。
業務の質の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価の実施及び改善(義務) ・第三者評価の受審、公表及び改善(努力義務)

(イ) 保育所独自の事項

項目	内容														
設備基準		乳児又は幼児 (満2歳未満)	幼児 (満2歳以上)												
		<ul style="list-style-type: none"> ・乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。 ・乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること。 ・保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 												
	ほふく室	1人 3.3㎡以上													
	乳児室														
	保育室又は遊戯室		1人 1.98㎡以上												
屋外遊戯場	1人 3.3㎡以上 ※保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。														
職員	<p>(職員) 保育士、嘱託医、調理員(ただし、調理業務の全部を委託している場合を除く)をおく。</p> <table border="1" data-bbox="582 1348 1120 1617"> <thead> <tr> <th colspan="2">児童:保育士の配置基準</th> </tr> <tr> <th>年齢</th> <th>子どもの数:保育士数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>3:1以上</td> </tr> <tr> <td>1歳児・2歳児</td> <td>6:1以上</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>20:1以上</td> </tr> <tr> <td>4歳児以上</td> <td>30:1以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。</p>			児童:保育士の配置基準		年齢	子どもの数:保育士数	0歳児	3:1以上	1歳児・2歳児	6:1以上	3歳児	20:1以上	4歳児以上	30:1以上
児童:保育士の配置基準															
年齢	子どもの数:保育士数														
0歳児	3:1以上														
1歳児・2歳児	6:1以上														
3歳児	20:1以上														
4歳児以上	30:1以上														
保育時間	1日8時間を原則														
保育内容	保育所における保育は、養護および教育を一体に行う。内容は保育所保育指針に定める。														
保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ①常に密接な連絡をとる。 ②保育の内容などについて理解および協力を得るよう努める。 														

Q

&

A

いろいろ難しい内容を
一問一答で聞いてみましょう。

Q



調理について教えてください。

施設内での調理が基本ですが、一定の要件を満たす保育所では、満3歳以上の幼児に対する食事の提供については、保育所外で調理し搬入することもできます。詳しくは「第5章 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び同施行規則(抜粋)」をお読みください。



A

